輸入食品業務関連事項の調べ方

（2025 年3月17日現在）

神戸検疫所食品監視課

輸入食品相談指導室

スマートフォン等をお使いの方

厚生労働省ホームページはこちら

消費者庁ホームページはこちら

NACCS 掲示板ホームページはこちら

目次

1　輸入手続き

1.1　食品等輸入届出書の記入方法 1

1.2　輸入食品監視支援業務関連コード（食品届出コード） 4

1.3　検査機関 6

2　各種通知 11

2.1　輸入食品監視指導計画 13

2.2　検査命令 14

2.3　モニタリング検査 15

2.4　その他の監視指導に関する通知 16

3　違反事例 17

4　規格基準

4.1　食品の規格基準 19

4.2　添加物の規格基準 21

4.3　器具及び容器包装、おもちゃの規格基準 23

4.4　乳及び乳製品の規格基準 25

5　国内の許可状況

5.1　使用できる添加物、香料 27

5.2　残留農薬等の基準値 29

5.3　合成樹脂製　器具・容器包装　使用できる原材料 31

5.4　遺伝子組換え食品及び添加物の安全性審査状況 34

1 輸入手続き

1.1 食品等輸入届出書の記入方法

厚生労働省ホームページを開く。

1「テーマ別に探す」クリック

2「食品」クリック

3「各施策情報」クリック

4「輸入食品」クリック

ひと、くらし、みらいのために
厚生労働省
Ministry of Health, Labour and Welfare
ホーム
Google カスタム検索
テーマ別に探す
報道・広報
政策について
厚生労働省について
統計情報・白
ホーム > 政策について > 分野別の政策一覧 > 健康・医療 > 食品 > 輸入食品監視業務
健康・医療
輸入食品監視業務
施策紹介
関連情報
5「施策紹介」クリック

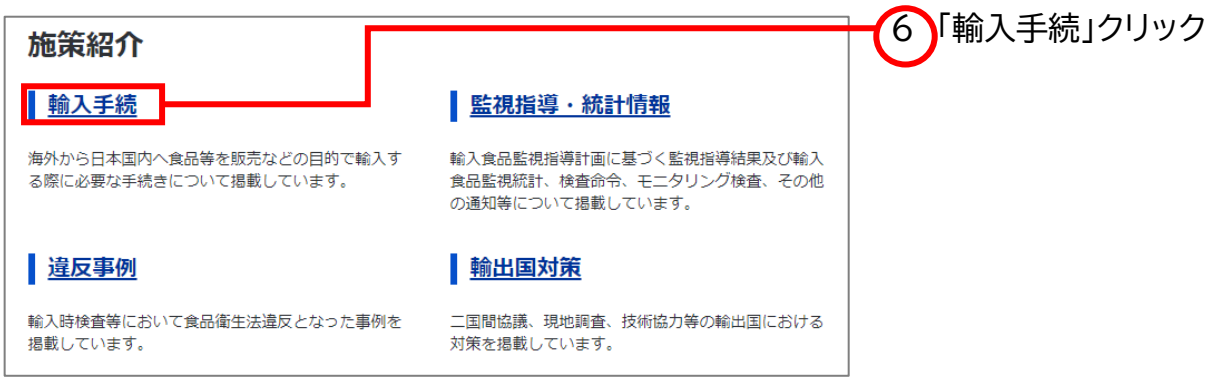
施策紹介
輸入手続
海外から日本国内へ食品等を販売などの目的で輸入する際に必要な手続きについて掲載しています。
監視指導・統計情報
輸入食品監視指導計画に基づく監視指導結果及び輸入食品監視統計、検査命令、モニタリング検査、その他の通知等について掲載しています。
違反事例
輸入時検査等において食品衛生法違反となった事例を掲載しています。
輸出国対策
二国間協議、現地調査、技術協力等の輸出国における対策を掲載しています。
6「輸入手続」クリック

輸入手続き

■食品衛生法に基づく輸入手続き

□輸入手続きの流れ

□各種様式

■各種制度

□検査制度

□届出手続の簡素化・迅速化制度

⑦「届出書の記入方法」クリック

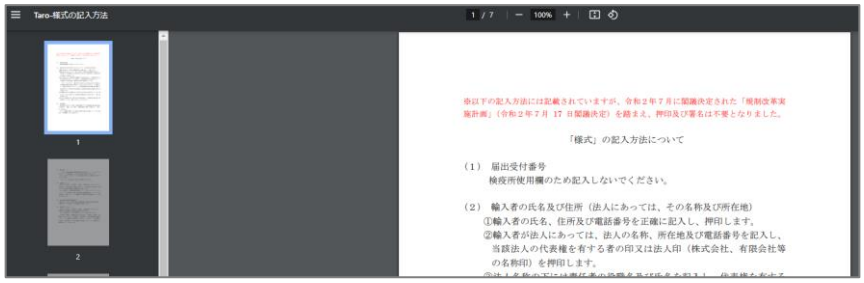

1.2　輸入食品監視支援業務関連コード（食品届出コード）

NACCS 掲示板ホームページを開く。

1「NACCS業務仕様・関連資料」クリック

2「業務コード集」クリック

3「輸入食品監視支援業務関連コード」クリック

※本書「1.1　食品等輸入届出書の記入方法」の「輸入手続き」のページに「輸入食品監視支援業務関連コード」へのリンクがあります。

輸入食品監視支援業務関連コード

●[共通部]

●[欄部]

●[検査結果通知書　別表]
　検疫所が実施したモニタリング検査の検査結果通知書の包括検査項目内容が確認できます。

（参考）
●製造者、輸出者、包装者コードの作成はこちら

1.3 検査機関

厚生労働省ホームページを開く。

ひと、くらし、みらいのために
厚生労働省
Ministry of Health, Labour and Welfare
ホーム
本文へ
お問合わせ・意見
Google カスタム検索
テーマ別に探す
報道・広報
政策について
厚生労働省について
統計情報・白
ホーム > 政策について > 分野別の政策一覧 > 健康・医療 > 食品 > 輸入食品監視業務
健康・医療
輸入食品監視業務
施策紹介
関連情報
5「施策紹介」クリック

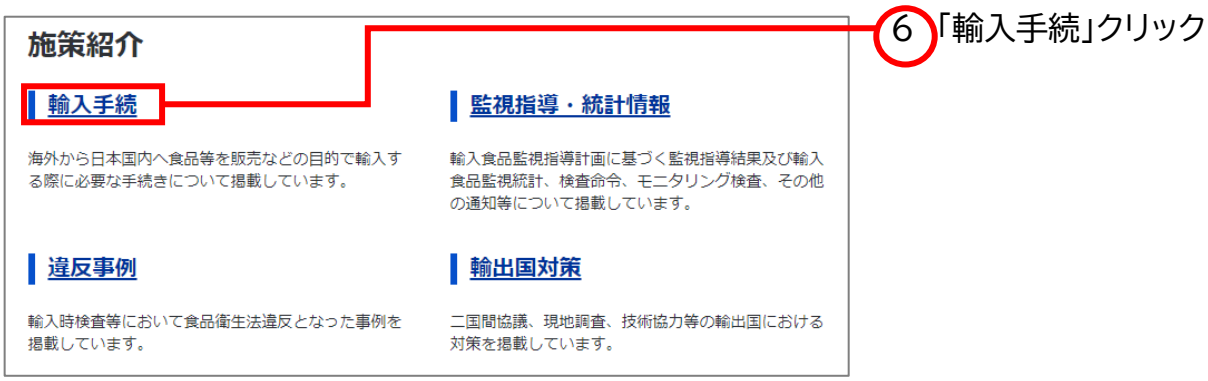
施策紹介
輸入手続
海外から日本国内へ食品等を販売などの目的で輸入する際に必要な手続きについて掲載しています。
監視指導・統計情報
輸入食品監視指導計画に基づく監視指導結果及び輸入食品監視統計、検査命令、モニタリング検査、その他の通知等について掲載しています。
違反事例
輸入時検査等において食品衛生法違反となった事例を掲載しています。
輸出国対策
二国間協議、現地調査、技術協力等の輸出国における対策を掲載しています。
6「輸入手続」クリック

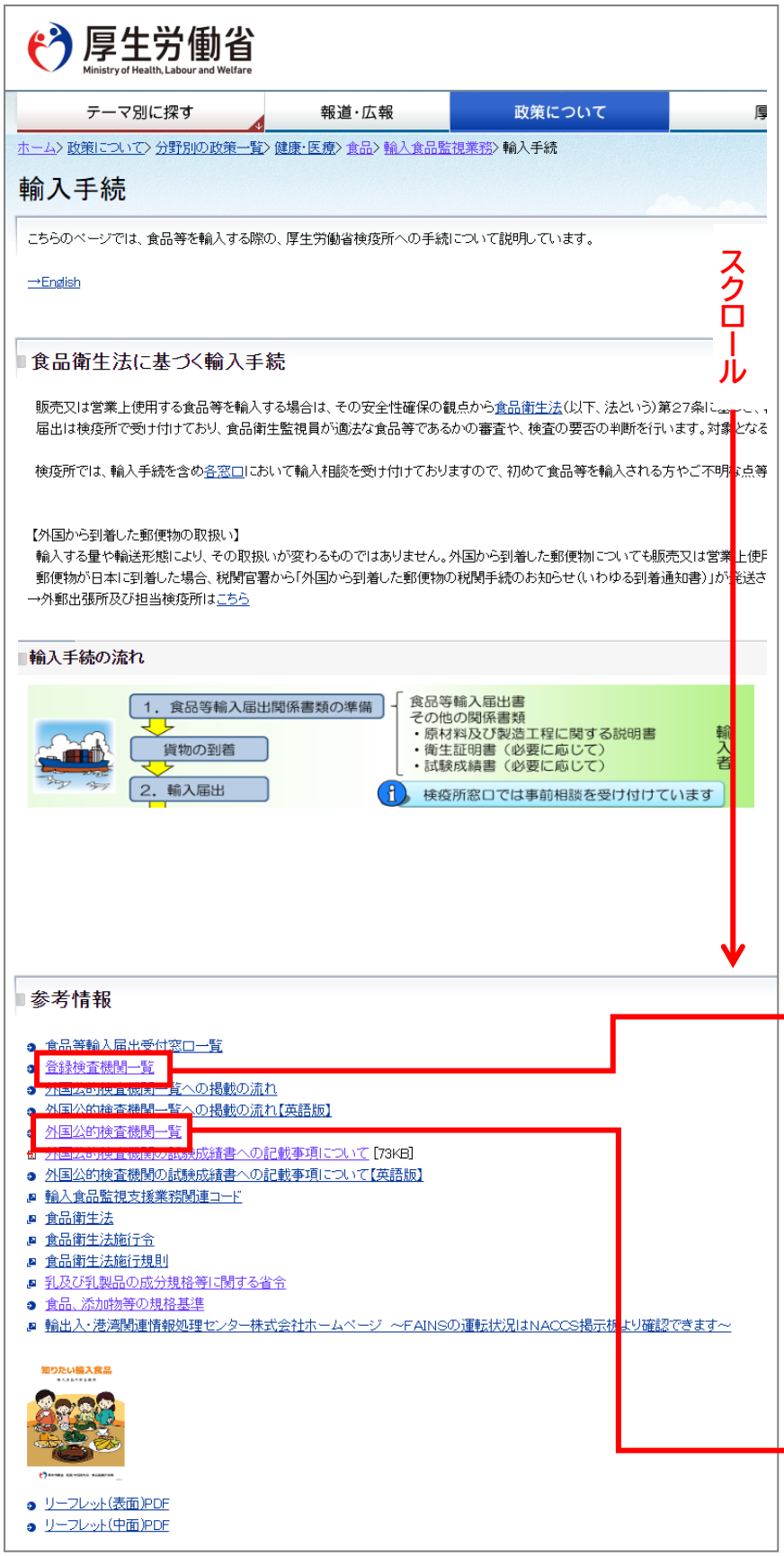

輸入手続き

■食品衛生法に基づく輸入手続き

□輸入手続きの流れ

□各種様式

■各種制度

□検査制度

□届出手続の簡素化・迅速化制度

□参考情報

国内で検査する場合

⑦「登録検査機関一覧」クリック

メモ

登録検査機関とは

政府の代行機関として、業務規程の認可を受けた製品検査を行うことができる検査機関

輸出国で検査する場合

⑦「外国公的検査機関一覧」クリック

メモ

外国公的検査機関とは

一定の条件を付してリスト掲載された国外の検査機関

登録検査機関一覧

⑧「登録検査機関一覧」クリック

外国公的検査機関一覧

1. すべての国･地域から輸出された食品･添加物･器具容器包装･おもちゃの試験成績書について、検疫所において受け入れ可能とする外国公的検査機関
2. 当該国･地域から輸出された食品･添加物･器具容器包装･おもちゃの試験成績書について、検疫所において受け入れ可能とする外国公的検査機関

2 各種通知

厚生労働省ホームページを開く。

5「施策紹介」クリック

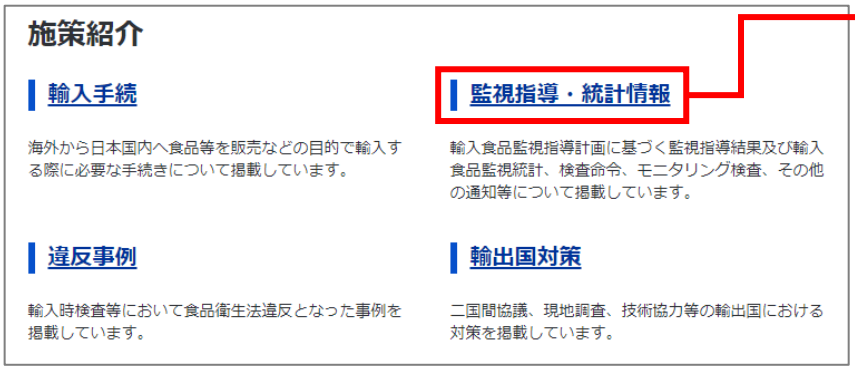

6「監視指導・統計情報」クリック

7「輸入食品監視指導計画」クリック　→2.1へ

7「検査命令実施通知」クリック　→2.2へ

7「モニタリング検査実施通知」クリック　→2.3へ

7「その他の監視指導に関する通知」クリック　→2.4へ

2.1　輸入食品監視指導計画

12ページのつづきから

①「テーマ別に探す」クリック

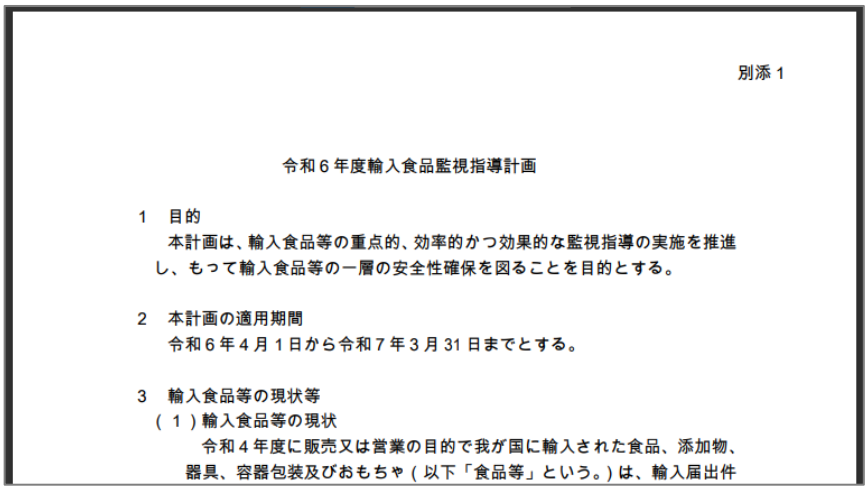

別添１

令和６年度輸入食品監視指導計画

１　目的

本計画は、輸入食品等の重点的、効率的かつ効果的な監視指導の実施を推進し、もって輸入食品等の一層の安全性確保を図ることを目的とする。

２　本計画の適用期間

令和６年４月１日から令和７年３月31日までとする。

３　輸入食品等の現状等

（１）輸入食品等の現状

令和４年度に販売又は営業の目的で我が国に輸入された食品、添加物、器具、容器包装及びおもちゃ（以下「食品等」という。）は、輸入届出件

輸入者に対する基本的な指導事項→別表第2

2.2 検査命令

12ページのつづきから

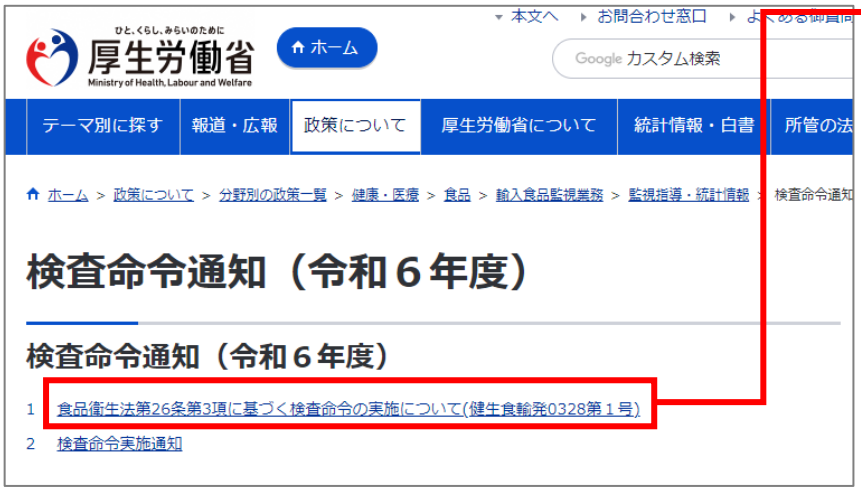

① 「食品衛生法第26条第3項に基づく検査名声の実施について(衛生食輸発0328第1号)」クリック

別添1

輸入届出の都度、登録検査機関の行う製品検査が必要な対象食品の一覧

別添2の1

検査命令の<u>実施</u>に係る別途指示

別添2の2

検査命令の<u>免除</u>に係る別途指示

別添3

証明書等の様式

別表1～3

試験品の採取の方法

2.3　モニタリング検査

12ページのつづきから

1 「「令和6年度輸入食品等モニタリング計画」の実施について（健生食輸発0328第2号）」クリック

別表第2
モニタリング検査強化

別表第3
輸入の都度、自主検査

別表第4～6
採取方法

2.4　その他の監視指導に関する通知

12ページのつづきから

※今年度分のみ掲載

その他の監視指導に関する通知

令和７年３月

03月14日掲載 健生食輸発0314第１号「非加熱食肉製品に係る輸入時検査の強化について（一部改正）」［90KB］
03月13日掲載 事務連絡「組換えＤＮＡ技術応用食品及び添加物の安全性審査を経た旨の公表について」［286KB］
03月12日掲載 健生食輸発0312第１号「オーストラリア産牛肉（内臓を含む。）の取扱いについて」［52KB］

令和７年２月

02月28日掲載 事務連絡「乳及び乳製品の成分規格等に関する命令に基づく内閣総理大臣の承認について」［601KB］

3 違反事例

厚生労働省ホームページを開く。

5「施策紹介」クリック

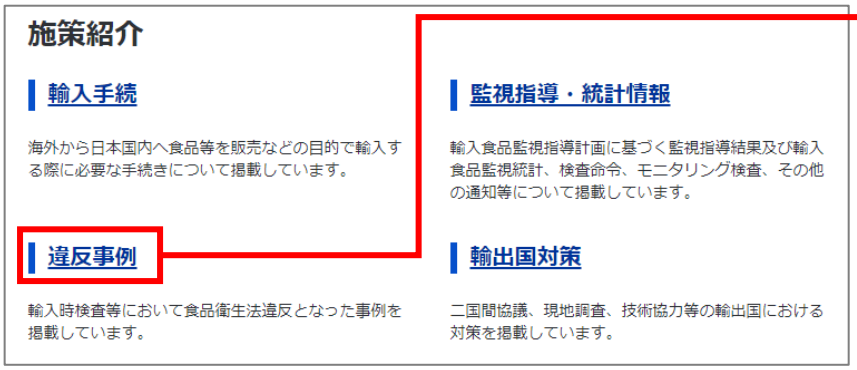

6「違反事例」クリック

▽違反事例速報
▽過去の違反事例
▽輸入届出における代表的な違反事例
▽本貨物輸入に先立つ輸入相談の代表的な違反事例

4　規格基準

4.1　食品の規格基準

消費者庁ホームページを開く。

※令和６年４月１日に、食品衛生基準行政は、消費者庁に移管されました。

①「政策」クリック

②「食品衛生基準審査」クリック

スクロール

③▸その他
「その他の食品の規格基準」クリック

4 「食品別の規格基準について」クリック

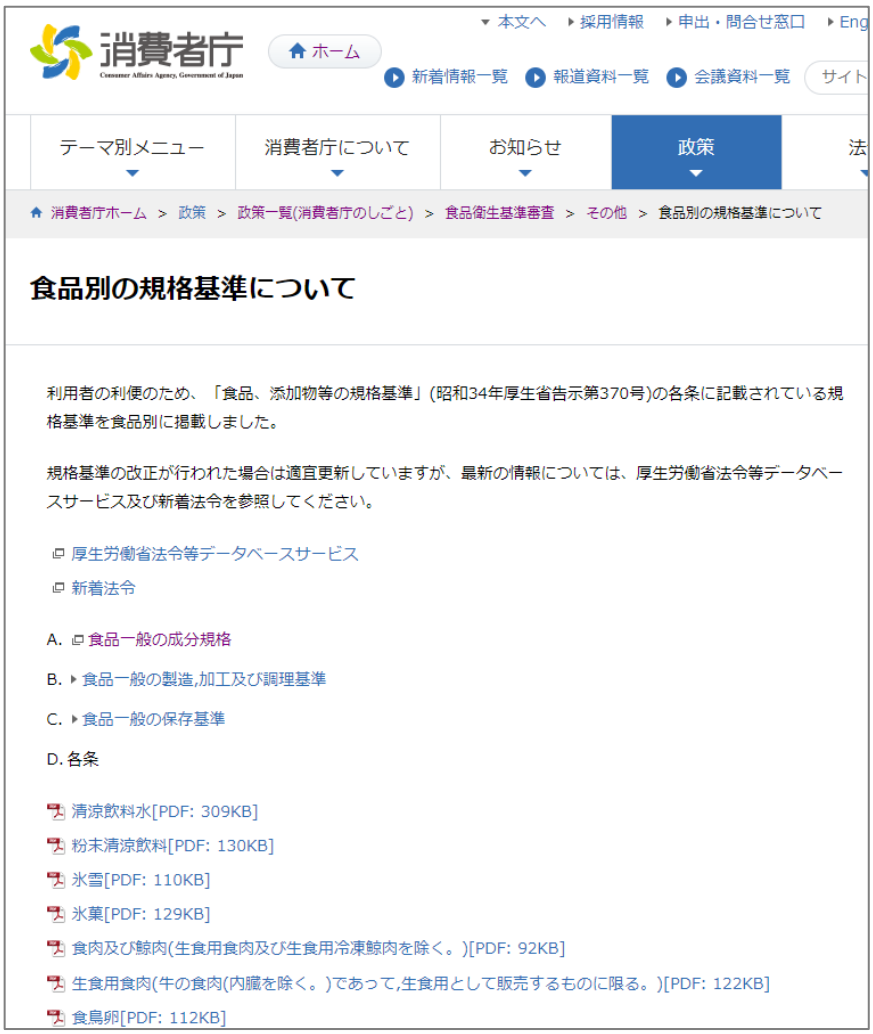

A　食品一般の成分規格

B　食品一般の製造、加工及び調理基準

C　食品一般の保存基準

D　各条

清涼飲料水
粉末清涼飲料水
氷雪
氷菓
食肉及び鯨肉(生食用食肉及び生食用冷凍鯨肉を除く。)
生食用食肉(牛の食肉(内臓を除く。)であって、生食用として販売するものに限る。)
食鳥卵
血液、血球及び血漿
食肉製品
鯨肉製品
魚肉ねり製品
いくら、すじこ及びたらこ(スケトウダラの卵巣を塩蔵したものをいう。)
ゆでだこ
ゆでがに
生食用鮮魚介類
生食用かき
寒天
穀類、豆類及び野菜
生あん
豆腐
即席めん類
冷凍食品
容器包装詰加圧加熱殺菌食品

4.2 添加物の規格基準

消費者庁ホームページを開く。

※令和６年４月１日に、食品衛生基準行政は、消費者庁に移管されました。

1「政策」クリック

2「食品衛生基準審査」クリック

3 ▶食品添加物
「第10版食品添加物公定書」クリック

A 通則
B 一般試験法
C 試薬･試液等
D 成分規格･保存基準各条
E 製造基準
F 使用基準
G 表示基準

4.3　器具及び容器包装、おもちゃの規格基準

消費者庁ホームページを開く。

※令和６年４月１日に、食品衛生基準行政は、消費者庁に移管されました。

①「政策」クリック

②「食品衛生基準審査」クリック

スクロール

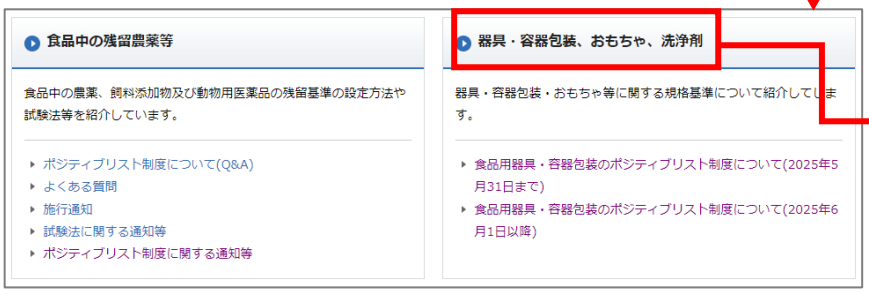

③「器具･容器包装、おもちゃ、洗浄剤」クリック

④「関連情報」クリック

器具及び容器包装

5「厚生省告示第 370 号（昭和34年12月28日）食品、添加物等の規格基準 第3　器具及び容器包装」クリック

おもちゃ

5「厚生省告示第 370 号（昭和34年12月28日）食品、添加物等の規格基準 第4　おもちゃ」クリック

器具及び容器包装

食品、添加物等の規格基準
発令　：昭和34年12月28日号外厚生省告示第370号
最終改正：令和2年12月4日号外厚生労働省告示第381号
改正内容：令和2年12月4日号外厚生労働省告示第381号[令和2年12月4日]

食品、添加物等の規格基準
第３　器具及び容器包装
Ａ　器具若しくは容器包装又はこれらの原材料一般の規格
１　器具は、銅若しくは鉛又はこれらの合金が削り取られるおそれのある構造であってはならない。
２　食品に接触する部分に使用するメッキ用スズは、鉛を０．１％を超えて含有してはならない。
３　鉛を０．１％を超えて又はアンチモンを５％以上含む金属をもって器具及び容器包装の食品に接触する部分を製造又は修理してはならない。
４　器具若しくは容器包装の食品に接触する部分の製造又は修理に用いるハンダは、鉛を０．２％を超えて含有してはならない。
５　器具又は容器包装は、食品衛生法施行規則（昭和２３年厚生省令第２３号）別表第１に掲げる着色料以外の化学的合成品たる着色料を含むものであってはならない。ただし、着色料が溶出又は浸出して食品に混和するおそれのないように加工されている場合はこの限りでない。
６　電流を直接食品に通ずる装置を有する器具の電極は、鉄、アルミニウム、白金及びチタン以外の金属を使用してはならない。ただし、食品を流れる電流が微量である場合にあつては、ステンレスを電極として使用することは差し支えない。
７　紙（板紙を含む。以下この款において同じ。）製の器具又は容器包装であつて、紙中の水分又は油分が著しく増加する用途又は長時間の加熱を伴う用途に使用されるものには、古紙を原材料として用いてはならない。ただし、紙中の有害な物質が溶出又は浸出して食品に混和するおそれのないように加工されている場合にあつては、この限りでない。
８　食品衛生法施行令第１条に規定された材質の原材料であつて、これに含まれる物質

Ａ　器具若しくは容器包装又はこれらの原材料一般の規格
Ｂ　器具又は容器包装一般の試験法
Ｃ　試薬・試液等
Ｄ　器具若しくは容器包装又はこれらの原材料の材質別規格
Ｅ　器具又は容器包装の用途別規格
Ｆ　器具及び容器包装の製造基準

おもちゃ

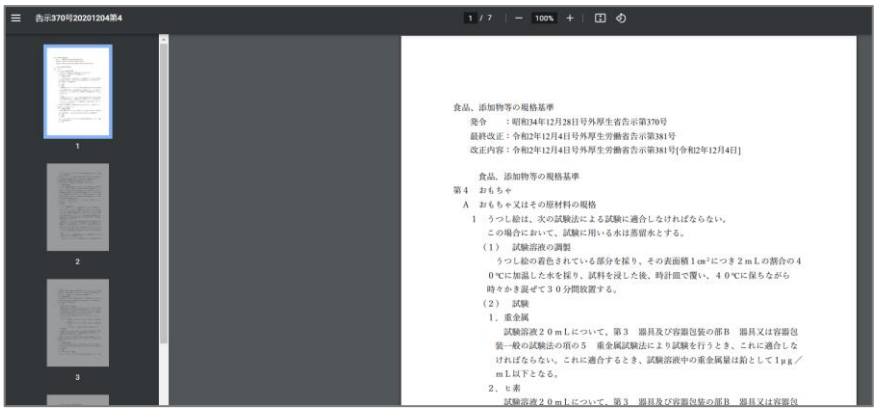

食品、添加物等の規格基準
発令　：昭和34年12月28日号外厚生省告示第370号
最終改正：令和2年12月4日号外厚生労働省告示第381号
改正内容：令和2年12月4日号外厚生労働省告示第381号[令和2年12月4日]

食品、添加物等の規格基準
第４　おもちゃ
Ａ　おもちゃ又はその原材料の規格
１　うつし絵は、次の試験法による試験に適合しなければならない。
この場合において、試験に用いる水は蒸留水とする。
（１）　試験溶液の調製
うつし絵の着色されている部分を採り、その表面積１cm²につき２ｍＬの割合の４０℃に加温した水を採り、試料を浸した後、時計皿で覆い、４０℃に保ちながら時々かき混ぜて３０分間放置する。
（２）　試験
１．重金属
試験溶液２０ｍＬについて、第３　器具及び容器包装の部Ｂ　器具又は容器包装一般の試験法の項の５　重金属試験法により試験を行うとき、これに適合しなければならない。これに適合するとき、試験溶液中の重金属量は鉛として１μg／ｍＬ以下となる。
２．ヒ素
試験溶液２０ｍＬについて、第３　器具及び容器包装の部Ｂ　器具又は容器包

Ａ　おもちゃ又はその原材料の規格
Ｂ　おもちゃの製造基準

4.4　乳及び乳製品の規格基準

消費者庁ホームページを開く。

※令和６年４月１日に、食品衛生基準行政は、消費者庁に移管されました。

①「政策」クリック

②「食品衛生基準審査」クリック

スクロール

③▸その他
「その他の食品の規格基準」クリック

④「乳及び乳製品の成分規格等に関する命令」クリック

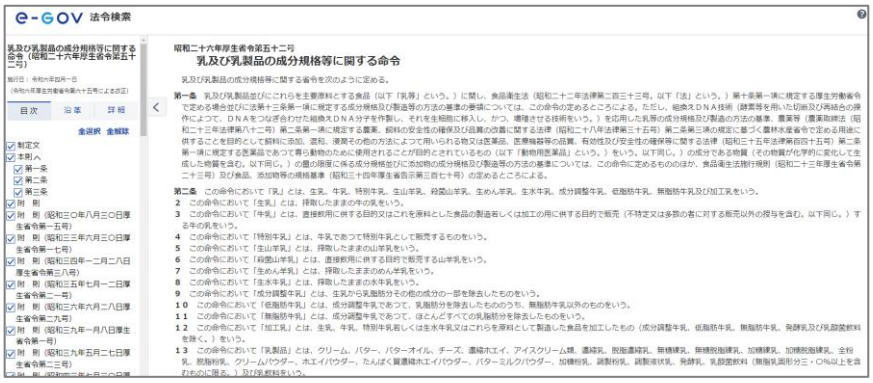

乳及び乳製品の成分規格等に関する命令
[適用]第一条
[定義]第二条
別表
二　乳等の成分規格並びに製造、調理及び保存の方法の基準

5　国内の許可状況

5.1　使用できる添加物、香料

消費者庁ホームページを開く。

※令和６年４月１日に、食品衛生基準行政は、消費者庁に移管されました。

④「添加物のリスト等」クリック

添加物のリスト等

原則として、食品衛生法第12条に基づいて、内閣総理大臣の指定を受けた添加物(指定添加物)だけを使用することができます。

指定添加物以外で添加物として使用できるのは、既存添加物、天然香料、一般飲食物添加物のみです。

指定添加物

食品衛生法第12条に基づき、内閣総理大臣が使用してよいと定めた食品添加物です。食品衛生法施行規則別表1に収載されています。この指定の対象には、化学的合成品だけでなく、天然物も含まれます。

なお、指定添加物のうち、「エステル類」等の一括名称で指定した香料(18類香料)については、各分類に該当すると判断したものを通知で示しています。

指定添加物リスト(規則別表第1)

18類香料リスト

リスト[PDF: 2.3MB]

リスト[Excel: 230KB]

(参考)改正前の旧18類香料リスト ※令和4年12月31日以前

旧リスト[PDF: 2.9MB]

旧リスト[Excel: 249KB]

照会様式はこちら

香料化合物の類に係わる照会様式[Excel: 35KB]

添加物使用基準リスト(※既存添加物も含む)

既存添加物

化学合成品以外の添加物のうち、我が国において広く使用されており、長い食経験があるものは、例外的に指定を受けることなく使用・販売等が認められており、既存添加物名簿に収載されています。

指定添加物リスト
18類香料リスト
既存添加物名簿
天然香料基源物質リスト
一般飲食物添加物リスト

5.2 残留農薬等の基準値

消費者庁ホームページを開く。

※令和６年４月１日に、食品衛生基準行政は、消費者庁に移管されました。

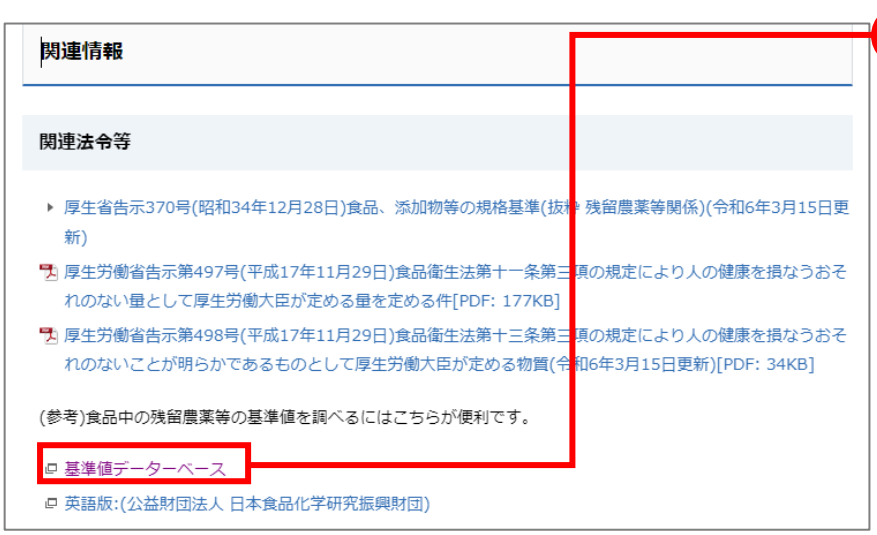

5「基準値データベース」クリック

🔍農薬等から探す

🔍食品分類から探す

●農産食品で該当するものがない時は「食品分類表」クリック

●「食品において不検出とされる農薬等」

農産物等の食品分類表[索引]
食品名から食品分類を確認し再び🔍食品分類から探す

5.3 合成樹脂製 器具及び容器包装 使用できる原材料

消費者庁ホームページを開く。

※令和６年４月１日に、食品衛生基準行政は、消費者庁に移管されました。

①「政策」クリック

②「食品衛生基準審査」クリック

スクロール

▸器具･容器包装、おもちゃ、洗浄剤

2025年5月31日までは

③「食品用器具･容器包装のポジティブリスト制度について(2025年5月31日まで)」クリック

2025年6月1日以降は

③「食品用器具･容器包装のポジティブリスト制度について(2025年6月1日以降)」クリック

2025年5月31日まで

④「食品、添加物等の規格基準の一部改正について(令和2年4月28日公布)」クリック

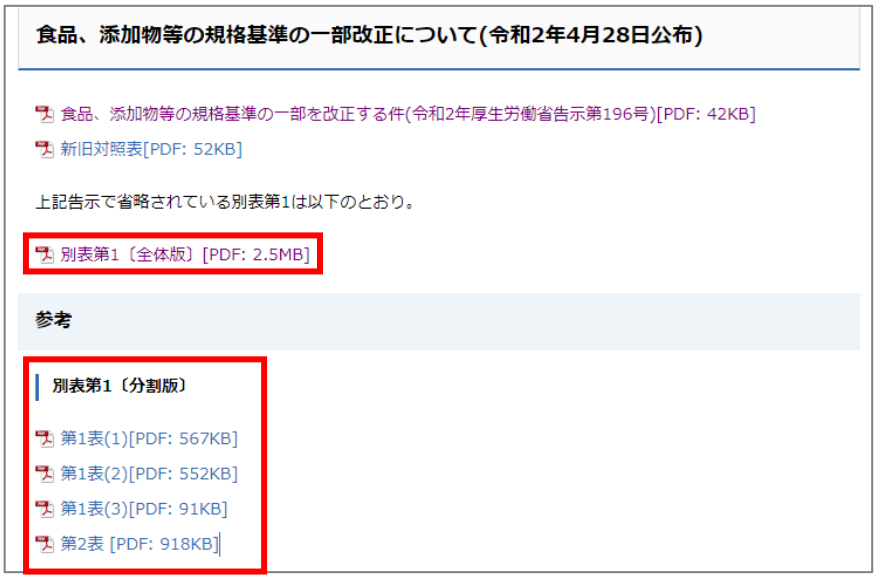

別表第1
第1表(1)
　基剤
第1表(2)
　基剤のうち塗膜として使用不可のもの
第1表(3)
　微量モノマー
第2表
　添加剤

2025年6月1日以降

④「食品、添加物等の規格基準の一部改正について」クリック

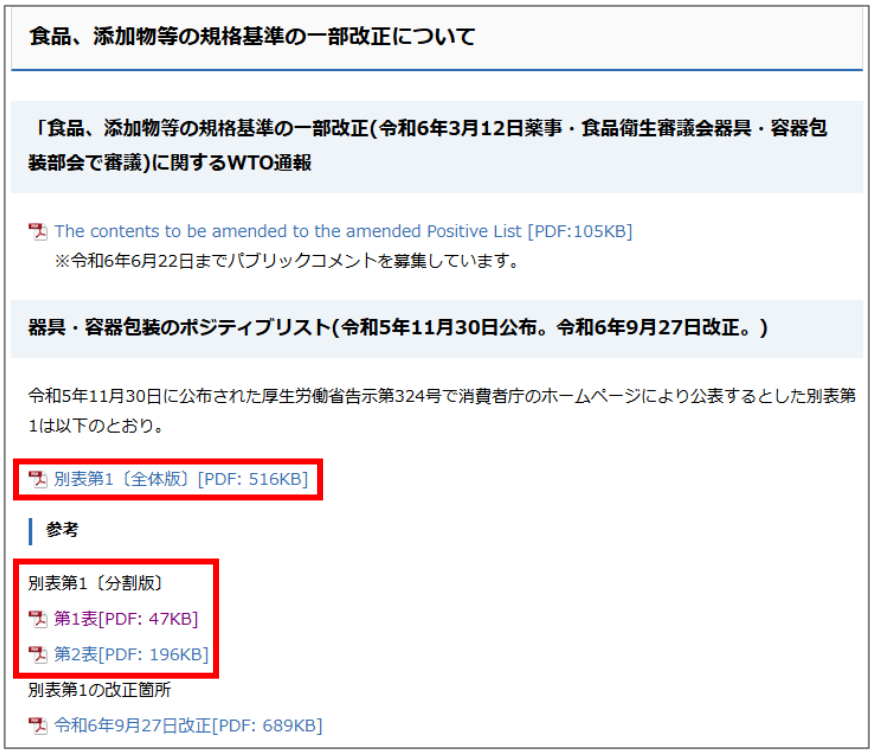

別表第1
第1表
　基剤
第2表
　添加剤

5.4　遺伝子組換え食品及び添加物の安全性審査状況

消費者庁ホームページを開く。

※令和６年４月１日に、食品衛生基準行政は、消費者庁に移管されました。

①「政策」クリック

②「食品衛生基準審査」クリック

スクロール

▶バイオテクノロジー応用食品

③「遺伝子組換え食品」クリック

④「遺伝子組換え食品及び添加物の安全性に関する審査状況」クリック

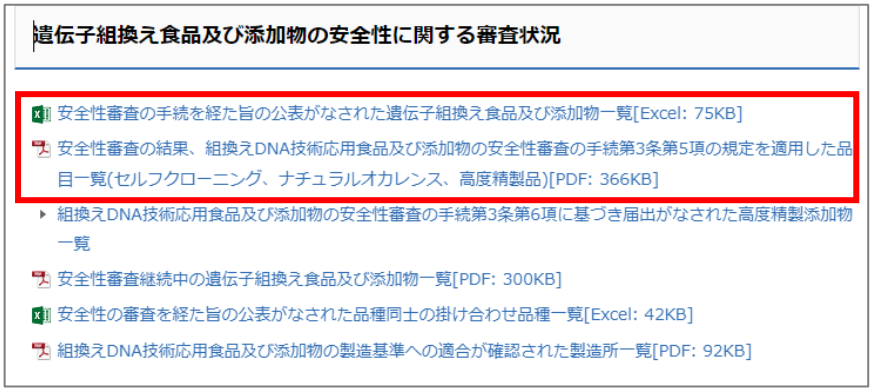

安全性審査の手続きを経た旨の公表がなされた遺伝子組換え食品及び添加物一覧

安全性審査の結果、組換えDNA技術応用食品及び添加物の安全性審査の手続き第３条第5項の規定を適用した品目一覧（セルフクローニング、ナチュラルオカレンス、高度製製品）